

天理市税等減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号。以下「条例」という。）第51条に規定する個人の市民税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号。以下「森林環境税法」という。）第11条に規定する個人の森林環境税の軽減又は免除（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免の割合等)

第2条 条例第51条第1項第1号に該当する者については、新たに生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の適用を受けることになった日以後に係る当該年度納期末到来分の個人の市民税の全額を免除する。

2 条例第51条第1項第2号に該当する者（賦課期日現在において地方税法（昭和25年法律第266号）第314条の2第1項第9号に該当する勤労学生であり、かつ申請時において所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号イ、ロ又はハのいずれかに該当するものに限る。）については、当該年度納期末到来分の個人の市民税の全額を免除する。

3 条例第51条第1項第3号に該当する者については、天理市法人等市民税減免取扱要綱（平成26年11月1日）第2条の規定の例により減免を行う。

4 条例第51条第1項第4号に該当する者については、天理市税災害減免要綱（平成7年4月1日）第3条の規定の例により減免を行う。

5 条例第51条第1項第5号に該当する者（当該年における所得が皆無の次の各号のいずれかに該当する者であり、かつ別表に掲げる控除対象配偶者及び扶養親族の合計数に応じ、前年合計所得が当該区分の額以下のものに限る。）については、当該年度納期末到来分の個人の市民税のうちの所得割額の全額を免除する。

- (1) 納税義務者本人の意思によらず職を失い（定年退職並びに普通解雇、諭旨解雇及び懲戒解雇の場合を除く。）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による失業等給付の受給終了後においてもなお無職である者
 - (2) 倒産、破産又は廃業等により著しく生活に困窮を来した者
 - (3) 長期の疾病又は負傷等により連続して90日以上入院又は自宅療養のため著しく生活に困窮を来した者
- 6 条例第51条第1項第6号に該当する者（前項第1号から第3号までのいずれかに該当する者であり、かつ法第15条第1項の規定に基づき徴収を猶予してもなお納付することができないと認められるものに限る。）については、当該年度納期未到来分の個人の市民税のうちの所得割額の全額を免除する。

（森林環境税の免除）

第2条の2 森林環境税は、森林環境税法第11条に基づき、納税義務者が森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和4年政令第300号。以下「森林環境税法施行令」という。）第5条から第7条までの規定に該当する場合、免除する。

2 森林環境税法施行令第7条に規定する総務大臣が定める場合において、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第7条第1号及び第2号に規定する総務大臣が定める場合を定める件（令和4年総務省告示第310号）で免除を判定するために参酌する基準は、次のとおりとする。

- (1) その年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことにより、生活が著しく困難となった場合においては、第2条第5項第1号、第2号又は同条第6項の規定を準用する。
- (2) 森林環境税の納税義務者の責めに帰すべき理由によらずに次に掲げる状態に該当することとなったことにより、生活が著しく困難となった場合

ア 失業又は廃業以外の事由により、その年の合計所得金額の見込額が前年中の合計所得金額に比して著しく減少したことによるものについては、第2条第2項の規定を準用する。

イ やむを得ない多額の支出を行ったことによるものについては、第2条第5項第3号又は同条第6項の規定を準用する。

ウ 所有する資産について損害を受けたこと（災害によるものを除く。）によるものについては、第2条第4項の規定を準用する。

（減免申請等）

第3条 個人の市民税及び森林環境税の減免を受けようとする者は、納期限までに市民税等減免申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 第2条第1項の規定による減免 生活保護受給証明書
- （2） 第2条第2項の規定による減免 学生証の写し
- （3） 第2条第5項の規定による減免 当該年度の収入が確認できる書類及び解雇通知書の写し、雇用保険受給資格者証明書の写し、廃業届の写し又は医師の診断書等
- （4） 第2条第6項の規定による減免 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- （5） 第2条の2の規定による減免 第1号から第3号までに掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の減免申請書及び添付書類が不備である場合は、口頭又は文書で申請者に対して相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 市長は、前項の場合において申請者が当該期間内に補正を行わないときは、減免の申請を却下することができる。

（申請書の受理等）

第4条 市長は、前条に規定する減免申請書等の提出があったときは、

提出された書類に不備がなく、かつ申請者への口頭審査等により事実の確認ができた場合には、当該申請書等を受理するものとする。

(減免の決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定により減免申請書等を受理した場合は、速やかに当該関係書類の審査等を行い、減免の適否を決定し、市民税等減免決定通知書(様式第2号)又は市民税等減免棄却決定通知書(様式第3号)により通知しなければならない。

(減免の取消し等)

第6条 市長は、前条の規定により減免の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該減免の決定を取消し、その旨を市民税等減免取消通知書(様式第4号)により通知する。

(1) 担税能力の回復その他の事情により、減免事由が消滅したと認められるとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な行為により、減免の決定を受けたと認められるとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の市民税から適用する。

2 天理市税減免取扱要綱(平成元年4月1日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の天理市税等減免取扱要綱は、令和6年度以後の年度分の市民税及び森林環境税に係る減免について適用し、令和5年度分までの市民税に係る減免については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

控除対象配偶者及び 扶養親族の合計数	前年合計所得金額
0人	130万円以下
1人	190万円以下
2人	250万円以下
3人	310万円以下
4人以上	1人増すごとに310万円に60万円を 加算した額以下